

部活動規定

大阪市立都島中学校

〔部活動の目的〕

活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、個人の自律性に基づく集団づくりに積極的に取り組む力を育てるとともに、奉仕活動や社会貢献活動等他者を思いやる行動を通して、社会性や公共性を高め、総合的な力を育てる。

1. 活動時間

- ・ 原則、平日は2時間程度とし、夏季は午後6時まで、冬季は午後5時30分までとする。休日は3時間程度とする。
- ・ 週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、休日は少なくとも1日とする。）の休養日を設ける。
- ・ 週末に発表会や大会等へ参加した場合は休養日を他の日に振り替えること。夏休み期間中は、1週間程度の連続した休養日を設けること。

2. 活動着について

- ・ 活動時の服装は各部活動で定められた活動着を着用する。また、活動着（顧問が許可した服装）での下校を認める。再登校・懇談・家庭訪問は活動着（顧問が許可した服装）で行ってよい。更衣場所は決められた場所で更衣する。

3. 活動について

- ・ 職員会議時・テスト5日前からは原則、活動を停止すること。ただし、公式戦、発表会等がある場合は校内・校内運動場での活動を認める。校外での活動は原則禁止するが、部活動指導員が監督する場合は活動可。部活動顧問は職員朝礼で全体に報告し、職員室のホワイトボードに掲示すること。遠足後の活動については、終学活終了の時間帯に再登校させる。
- ・ 体育大会前日は原則、グラウンドの使用禁止。六稜祭前日は原則、体育館の使用禁止。
- ・ その他の日において、顧問不在時の部活動については原則、活動禁止。※部活動指導員がいる場合は活動可。

4. 活動中の事故について

- ・ 校内外にかかわらず、活動中の事故については、保護者への連絡とともに、管理職・養護教諭と連携をとり、適切な応急処置をするか、病院へ搬送する。ただし、休日・休業中においては状況に応じて管理職・養護教諭への報告を速やかに行う。

5. 入部・退部手続きについて

- ・ 全学年、年度当初に入退部届を担任・部活動顧問に提出させる。中途退部は理由がある場合を除き、原則として認めない。退部する場合は部活動顧問、担任に退部届を提出すること。
- ・ 本校在学を通じて同一部活動に籍をおくことが望ましい。ただし、活動に無理が生じない限りにおいては、各顧問の了承を得たうえで、文化部に 2 部所属または、文化部と運動部の各 1 部に所属することができる。
- ・ 運動部 2 部所属は認めない。

6. 部活動の発足・廃部

- ・ 部を新設する場合、職員会議で了承を得た後、最低 1 年間は、同好会扱いとし、他の部の顧問と兼ね合いながら本校の部活動の趣旨に見合った活動をしていたかを、次年度に検討し職員会議で了承を得る。また、現在ある部を廃部にして、部を新設することはできない。
- ・ 部員が 3 年間不在の場合や校舎建て替えや顧問数の減少等で運営が困難な場合は、次年度の部の存続を検討する。廃部する場合は、新入生保護者説明会等で事前に説明すること。